

市町村行財政 ～平成19年の展望～

大阪府総務部市町村課長 中野 時浩

1. 平成18年の回顧

昨年、数字の上では、いざなぎ景気を超える景気拡大の中で、3大都市圏の地価が16年ぶりに上昇し、日銀の量的金融緩和政策が5年ぶりに解除された。7月には、北朝鮮においてミサイル発射実験が行われ、安全保障に関する議論が高まった。9月に入って安倍内閣が発足し、再チャレンジ支援や頑張る地方支援などの新たな施策が打ち出された。社会面では、いじめによる子どもの自殺など、家庭、学校、地域社会のあり方が問われる事件が相次いで発生した。また、一昨年までは時代の寵児のようにもてはやされたライブドアや村上ファンドの社長が証券取引法違反容疑で起訴され、拝金主義の風潮に冷や水を浴びせた一年でもあった。

地方行財政の分野に目を転じると、12月には地方分権改革推進法や道州制特区推進法が成立した。また、夕張市の財政破綻という事態が世間を揺るがす中で、再建法制を巡る議論が行われるなど、地方の自由度の拡大、国による関与の縮小に向かって諸制度が改革されつつある。

2. 市町村行財政・2007

(1) 市町村行政

昨年6月の地方自治法の一部改正により、今年4月から副市町村長制度が導入される。各市町村においては、副市町村長の定数を条例で定めるとともに、副市町村長が担任する政策及び企画や長の事務の委任等について議論を行い、各市町村にふさわしいトップマネジメント体制を構築していく必要がある。また、中核市制度については面積要件が廃止され、府内では、豊中、吹田、枚方の3市が新たに要件を満たすこととなったので、今後、関係市と十分協議していきたい。

行政改革については、昨年、全ての市町村が、定員管理の数値目標等を掲げる集中改革プランを策定した。団塊の世代の大量退職期を迎える市町村にあっては、次の時代を展望し、いかに効率的な組織体制の構築を図っていくかが課題である。

給与制度については、年功的な給与上昇の抑制と職務、職責に応じた給料表構造への転換、

勤務実績の給与への反映等を柱とする給与構造改革や退職手当制度の見直しが着実に進められている。また今後、勤務実績を給与等によりの確に反映させるため、人事評価システムの定着を図っていくことが急務となっている。

市町村合併については、昨年7月、大阪府市町村合併推進審議会において、「大阪都市圏における望ましい市町村の姿」がとりまとめられた。今年は、構想対象市町村の組合せや府の果たすべき役割等について議論を深め、審議会から答申をいただき、府として「自主的な市町村合併の推進に関する構想」を示していきたい。

住民基本台帳制度については、昨年11月に閲覧を大幅に制限する改正法が施行された。今年は、住民票の写し等の交付等について、交付請求の主体と目的を限定するとともに、交付請求に際しての本人確認の手続を整備し、さらには不正に住民票の写し等の交付を受けた者に対する罰則を強化するなどの制度改正の動きがある。

昨年12月に地方分権改革推進法が成立したことにより、第二期地方分権改革に向けた第一歩が踏み出された。今後、国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び財源のさらなる移譲、地方に対する国の関与の廃止・縮小などの改革について、世論を味方につけながら、真の地方分権推進に資する仕組みとなるよう、地方側から積極的に提案していかなければならない。

大阪府においても、市町村への権限移譲について、関連する事務を一括して移譲するパッケージ方式の実現に向け市町村と具体的な協議を重ねていきたい。

(2) 市町村財政

平成19年度の地方財政対策においては、地方税（+2兆4,700億円）が伸びる一方、地方交付税（△7,000億円）や臨時財政対策債（△7,300億円）が減少したものの、一般財源総額（59.2兆円、対前年度+5,100億円）は確保された。しかし、地方財政計画の規模は、6年連続マイナスの厳しい内容となっている。

また、公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについては、公庫が有する財務基盤を地方が共同で設立する新組織に全額承継されることとなった。今後、市場からの資金調達を補完し、地方のニーズを踏まえた長期・低利資金の提供を実現するためにも、新組織の制度設計にあたっては、外部有識者によるチェックなど透明性と経営規律を確保する仕組みづくりが求められる。

さらに、高金利による公債費負担を軽減する措置として、平成19年度から3年間で5兆円規模の政府資金の繰上償還等が行われることとなった。財政健全化を図る観点からも、積極的な活用が望まれる。

昨年12月、「新しい地方財政再生制度研究会」から最終報告書として「新しい地方財政再生制度の整備について（案）」が提出された。これを受け、次期通常国会には、「新たな財政再生法案」が提出される予定である。報告書では、①当該団体全体の財政運営上の問題を把握しその責任を明確化する観点、②地方公社や第三セクターの状況も含め、当該団体の潜在的なリスクも含めた中長期的な健全化を図る観点から、フロー・ストックの両面において必要な指標を整備することとされている。今後、こうした指標をもとに、民間資金の借入れ条件の格差が拡大していくことも予想される。

（3）市町村税

平成19年度の地方税制改正（案）においては、企業の新規設備の投資促進や国際競争力の強化の観点から、法人所得課税の減価償却制度について、約40年ぶりの抜本の見直しが行われ、平成19年4月1日以降の新規取得資産について、残存価額（法定耐用年数の経過時点で取得価額の10%）を廃止するとともに、定率法の償却スピードが早められ、償却可能限度額（取得価額の95%）についても撤廃することとされた。この制度改正による法人市町村民税に対する影響額は、全国ベースで初年度（平成19年度）97億円、平年度613億円の減収と見込まれている。

今回の見直し議論の中で、固定資産税の評価額についても同様の見直しを求める要望があったものの、市町村からの要請行動などが活発に行われた結果、与党の税制改正大綱において、資産課税としての固定資産税の性格や、見直しによる市町村財政に対する影響を考慮して、「現行の評価方法を維持する」とされた。市町村においては、今後ともこうした動向を注視していく必要がある。

また、本年は「国から地方への3兆円規模の税源移譲」について、多くの住民が肌で感じる年となる。税源移譲に伴う税額変動が負担増と誤解されないよう、住民の理解を得るために、あらゆる機会を捉えて効果的・効率的な広報を行っていく必要がある。

さらに、今年夏の参議院議員通常選挙終了後は、地方税財源の（地域による偏在が少なく、同時に景気の変動にあまり左右されない）安定を図るため、「資産」「所得」「消費」に課する地方税のあり方についての議論が深まることを期待している。

（4）市町村選挙

今年4月の統一地方選挙では、府内10市で首長選挙、23市町で議会議員選挙が予定されている。全国的には市町村合併の影響により統一率が初めて30%を下回るが、府内市町村における統一率は、首長選挙では23.3%と低いものの、議会議員選挙では53.5%と比較的高い。また、堺市では政令指定都市移行後初の議会議員選挙となり、行政区単位に設置された選挙

区ごとに選挙することとなる。

首長選挙においては、マニフェストに記載したビラの頒布を可能とする公職選挙法の改正が予定されている。市長選挙においては、条例により無料とすること（任意的選挙公営制度）ができるため、各市において、法案成立後速やかに条例改正の検討が必要となる。

3. 市町村行財政の展望

平成19年度の地方財政計画においては、地方税が大幅な増収となっている。この大部分は、地方交付税の不交付団体の増収となるため、多くの交付団体は景気拡大の恩恵に浴することは少ないと思われる。他方、地方交付税は減額されているため、地方自治体間において、サービス水準や住民負担の格差が拡大していくことも予想される。

人口減少社会、経済の低成長時代を迎える中、第二期地方分権改革の議論が本格化していくと、税財政面において都市と地方の利害が対立したり、大阪都市圏の中においても利害の一致しない事態も予想される。

当課としては、市町村行財政の将来について予見・分析しながら、より具体的な助言ができるよう心掛けるとともに、これまで以上に市町村と連携しながら、地方にとって意味のある分権改革が進められるよう努めていきたい。